

官報

号外 昭和三十三年十二月十九日

第三十二回参議院會議錄第四号

昭和三十三年十二月十九日(金曜日)午
前十一時五十八分開議

議事日程 第四号

昭和三十三年十二月十九日

午前十時開議

第一 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 法務委員 後藤 文夫君
- 文教委員 藤原 道子君
- 社会労働委員 坂本 昭君
- 商工委員 武藤 常介君
- 運輸委員 森田 義衛君
- 建設委員 小澤久太郎君
- 議院運営委員 森田 義衛君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

- 法務委員 森田 義衛君
- 文教委員 坂本 昭君
- 社会労働委員 藤原 道子君
- 商工委員 小澤久太郎君
- 運輸委員 後藤 文夫君
- 建設委員 武藤 常介君
- 議院運営委員 竹下 豊次君

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案
去る十六日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は、一昨十七日それぞれこれを承認した。

調査承認要求書
一、事件の名称 労働情勢に関する調査
一、目的 国際労働、失業情勢、失業対策、労働組合運動の動向等現下の労働情勢一般について調査研究を行い、労働対策に必要な労働関係諸法の改廃制定に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行う。
一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十六日

社会労働 久保 等

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 社会保障制度に関する調査
一、目的 社会保障制度の確立が現在の最も緊急な問題であるにかんがみ、社会保障制度に関する各国の事例及び我が国の複雑な現行制度等の検討を行い、日本の実情に即した理想的社会保障制度を創設してその立法化に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、又必要に応じて実地調査を行う。
一、期間 会期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十六日
社会労働 久保 等
参議院議長松野鶴平殿
調査承認要求書

一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理に関し、特に必要と認められる事項の調査を行うと共に、

全般的検討を遂げ、決算の審査に資し、ひいては国費の効率的使用に寄与する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者から説明を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて実地調査を行う。
一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十六日
決算委員 小西 英雄
参議院議長松野鶴平殿

同日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、一昨十七日これを承認した。

委員派遣承認要求書
一、目的 昭和三十一年度決算審査に資するため特に愛知用水公団の業務を実地に調査する。
一、派遣委員
小西 英雄 平島 敏夫
相澤 重明 小柳 勇
一、派遣地 長野県、岐阜県、愛知県

一、期間 十二月二十日から十二月二十一日まで二日間
一、費用 概算二〇、八〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年十二月十六日
決算委員 小西 英雄
参議院議長松野鶴平殿

一昨十七日本院は、衆議院議員北村徳太郎君、同佐藤観次郎君及び参議院議員林屋亀次郎君が国立近代美術館評議員会評議員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員五十嵐吉蔵君及び参議院議員重政庸徳君が蚕糸業振興審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、参議院議員勝俣慈君が結核予防審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に入江一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本電信電話公社経営委員会委員に大和田悌二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力委員会委員に石川一郎君及び兼重寛九郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に加藤岡男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る十六日建設大臣官房長柴田達夫君は建設事務次官に、また建設省住宅局長鬼丸丸勝之君は建設大臣官房長に任命及び補職されたのでそれぞれの政府委員は自然消滅となった。

一昨十七日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十二回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設省住宅局長 神田 治君
同日内閣総理大臣から議長宛、建設大臣承認のとおりを第三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

- 内閣委員 堀木 謙三君
- 地方行政委員 本多 市郎君
- 法務委員 安井 謙君
- 同 横山 フク君

昭和三十三年十二月十九日

参議院會議録第四号

議長の報告 會議 議事日程追加の件 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名 議事日程追加の件 文化財保護委員会委員の任命に関する件 政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する緊急質問

議長の報告 會議 議事日程追加の件 中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名 議事日程追加の件 文化財保護委員会委員の任命に関する件 政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する緊急質問

議長の報告 會議 議事日程追加の件 中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名 議事日程追加の件 文化財保護委員会委員の任命に関する件 政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する緊急質問

議長の報告 會議 議事日程追加の件 中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名 議事日程追加の件 文化財保護委員会委員の任命に関する件 政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する緊急質問

議長の報告 會議 議事日程追加の件 中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名 議事日程追加の件 文化財保護委員会委員の任命に関する件 政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する緊急質問

議長の報告 會議 議事日程追加の件 中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名 議事日程追加の件 文化財保護委員会委員の任命に関する件 政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する緊急質問

議長の報告 會議 議事日程追加の件 中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名 議事日程追加の件 文化財保護委員会委員の任命に関する件 政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する緊急質問

同 文教委員 松野 鶴平君
 農林水産委員 近藤 鶴代君
 仲原 善一君
 同 西田 隆男君
 高橋進太郎君
 同 佐野 廣君
 前田佳都男君
 同 山本 利春君
 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 西田 隆男君
 仲原 善一君
 高橋進太郎君
 同 山本 利春君
 同 近藤 鶴代君
 同 松野 鶴平君
 農林水産委員 本多 市郎君
 堀木 鎌三君
 同 安井 謙君
 前田佳都男君
 同 佐野 廣君
 横山 フク君
 同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

農林水産委員会 理事 秋山俊一郎君(藤野繁雄君の補欠)
 理事 北 勝太郎君(河野謙三君の補欠)
 理事 江藤 智君(江藤智君の補欠)
 理事 三浦 義男君(三浦義男君の補欠)
 理事 相澤 重明君(柴谷要君の補欠)
 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
 同日衆議院から左の議案を提出した。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

憲法調査会法の一部を改正する法律案
 内閣委員会に付託

科学技術会議設置法案
 司法試験法の一部を改正する法律案
 賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案
 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案
 大蔵委員会に付託

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案
 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
 農林水産委員会に付託

海上運送法の一部を改正する法律案
 運輸委員会に付託

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
 建設委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

公共用水域の水質の保全に関する法律案
 工場排水等の規制に関する法律案
 同日委員長から左の報告書を出し

司法試験法の一部を改正する法律案
 可決報告書
 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案可決報告書
 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
 同日衆議院から、同院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会 山浦 貫一君
 中御門経民君
 山崎 彰衛君
 山崎 廣君
 松村眞一郎君
 近藤 英明君
 小島 憲君
 藤牧 新平君
 岡崎 三郎君
 赤木 正雄君
 同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴訟追道委員予備委員三樹二君死去につきその補欠として大貫大八君を選任し、同君の職務を行う順序は第三順位と指定した旨の通知書を受領した。

議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

この際、日程に追加して、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名を行いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。指名する委員及び同予備委員の数は、それぞれ五名でございます。

田中茂穂君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名は、いずれも議長に一任することの動議を提出いたします。

阿部竹松君 私はただいまの田中茂穂君の動議に賛成いたします。

議長(松野鶴平君) 田中君の動議に御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よって議長は、中央選挙管理委員会に、山浦貫一君、中御門経民君、山崎彰衛君、山崎廣君、松村眞一郎君、同予備委員に、近藤英明君、小島憲君、藤牧新平君、岡崎三郎君、赤木正雄君を指名いたします。

議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、日本銀行政策委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により、山添利作君を日本銀行政策委員会委員に任命することについて、本院の同意を得たいとの申し出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもって同意することに決しました。

議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、文化財保護委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、文化財保護法第九條第一項の規定により、細川護立君、川北楨一君を文化財保護委員会委員に任命することについて、本院の同意を得たいとの申し出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもって同意することに決しました。

坂本昭君 この際、私は、政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する緊急質問の動議を提出いたします。

田中茂穂君 私は、ただいまの坂本君の動議に賛成いたします。

議長(松野鶴平君) 坂本君の動議に御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。坂本昭君。

坂本昭君 拍手

坂本昭君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となりました政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する

する緊急質問を行い、政府のすみやかなる反省を求めんとするものであります。

高知県森小学校へ調査におもむき、紛争の渦中にあるすべての子供たちに手みやげを携行した日教組の小林委員長が、去る十五日夜、えんえん二時間

（拍手）わが子を教える教師に対して親たちが歌のように暴行を働き、教育者と親たちの親しい結びつきと信頼とが切斷されるといふことは、まことに悲しむべき事実であります。さらに憂うべきことは、これらの事件を契機として、一因政治の責任者と国民教育の重大使命を帯びる教育者との相互信頼が、次第に薄れていくであらうと

態を收拾する決意であるか。まずこの点をお伺いいたしたい。

特に勤評問題について最も遺憾なことは、自民党の組織的、たとえは自由文教人連盟、あるいは教育父母会議、こりいりものを通しての教育介入の事実でありまして、高知県、和歌山県、群馬県あるいは兵庫縣などにその例が見られていたのであります。これは勤評問題をいさぐちに激越化する

また、暴力に対しては、断固処分ありのみといった説明だけでは、しかし納得できません。何となれば、すでに五日目の今日、森地区における暴行犯人は、教師の側の現認でも五十数人を数えているにもかかわらず、検査はまだ一人も行われていないのであります。しかもこれに反して、まさに時を同じくして、県警の機動隊二個分隊をもつて、高知県教員組合執行部の幹部ほとんど全員十四名が一せいに逮捕せられ、検事勾留となり、警察活動があまりにも一方的で、挑発的、政治的であり過ぎる事実、まことに目に余るものがあるのであります。森の集団暴行事件に対しては、現場における被害者の保護と、さらに犯人の逮捕に、一体いかなる措置がとられたか。具体的には国家公安委員長にお伺いするとともに、かかる一方的な不公平な警察権

の発動に対し、総理の所信を承わりたいと思ふのであります。

また、暴力及び人権侵害に関して、警察官が手をこまねいて傍観しているだけではなく、警察官みずから人権侵害を行なっている事実、本年は昨年の倍にも上っているものであります。特に一般大衆の権利擁護闘争に対して、警察官が初めから犯罪人扱いをしているのが実情であります。最近、東京地裁八王子支部で行われました第一次砂川事件の判決によりまして明らかになったように、警察当局の不当弾圧、不当逮捕など一方的行動に対して、今後いかなる指導をされるのであるか。特に、警察官職務執行法の改正が不成立に終わったからといって、高知県、群馬県の勤評紛争に見るような不活発な出動と、砂川事件に見るような積極的な出動について、重ねて国家公安委員長の今後の御方針を承わりたい。また、すでに森小学校地区においては、暴行傷害、人権じゅうりんで、先月来告発されている者もあり、また地方法務局人権擁護課に提訴された多くの事実があるにもかかわらず、一切が無視されてきているという事は、まことに奇怪至極であります。勤評問題で紛争を起しているところの高知県、群馬県、これらにおいて提訴されている人権侵害の実例について、具体的な措置を法務大臣にお伺いするものであります。

勤評紛争の悪質化、暴力化に対し堅持していることは、まことに遺憾とするところであります。次に、文部大臣に三点緊急質問申し上げたい。

第一の点は、すでに本年九月、勤評問題激突に際して、国民の不安を代表して学長グループがあつせんに立ち上り、勤評を白紙に戻すならば審議会に一切をおまかせするという日教組の新しい態度を決定したにもかかわらず、文部大臣は、学長グループのあつせんに不当かつ不必要なものとして一蹴して、一顧だにすることなく、大多数国民の期待を完全に裏切ったことであります。この態度を改める意思がないか、あるか、お尋ねいたします。また、私は引き続き、現在の教育界の混乱は、国民の最高良識である学者グループの公平なる意見をも無視した、がんと文部大臣に、かかつてその責任が存在することを指摘せざるを得ないのであります。（拍手）灘尾文部大臣は、文化国家日本の文教最高責任者としての適格性を欠いているものと言わざるを得ません。

第二の点は、しかもこのような官僚的、非妥協的、権力主義的態度を固持するとともに、他面、森小学校の五十日に及ぶ校舎の不法占拠、無資格者による不正教育に対して、係官を形式的に派遣はいたしましたが、真に教育的顧慮しての適切厳重なる指導あるいは助言、こつこつたものは現実には全然行われていなかったものであります。法を命ずることまことに厳格なる文部大臣の事務的処理としても、まことに怠慢のそしりを免れません。相続く文教行政の失敗と今回の不祥事件によりまして、文部大臣は完全に国民の信頼を失っているのであります。

第三の点は、文部大臣は、一方においては、問題解決の困難さを避けるため、各県教育委員会の自主性に一任す

ると言いながら、また、他方においては、問題解決が当局に不利、不都合な場合には、がぜん立ってこれに干渉すること、最近、神奈川県教育委員会に対して表明した事実で明らかであります。すなわち、神奈川県におきましては、教育委員会と現場の教師との熱心な話し合いを通して、勤評評定についての定義など、具体的法律的検討が加えられているのであります。これに対し、文部省は、全面的否定の強硬な態度をもって臨んでいるのであります。これは神奈川県教育委員会に対しては、不当な支配を加え、教育委員会の自主性を妨げんとするものであって、教育基本法第十条の精神に反するものと言わなければなりません。以上、現在の文教行政の失敗点三点を列挙して、灘尾大臣がみずから責任をとり、退陣すべきことを、強く要求するものであります。（拍手）

思うに、今や勤評紛争が異常な段階にあることについて、われわれは国民とともに深くこれを検討する必要があると。特にその政治的背景については、全国民とともに熟考することを切望するものであります。すでに第二十九特別国会におきまして、湯山議員が指摘しました通り、日本の憲法と教育、特に軍国主義教育と愛国心につきましては、アメリカを訪問した池田元大蔵大臣が、昭和二十八年十月二十七日にアメリカのロバートソン國務次官補と会談をした際に、初めて重要な議題として取り上げられたものと見られるのであります。当時防衛三カ年計画を携行した池田元大蔵大臣が、次期保守政権担当の野心を持たれて、ひそかに防衛の軍事的、経済的、精神的諸

三三

昭和三十三年十二月十九日 参議院会議録第四号 政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する緊急質問

問題について相談をしたであらうこと
は、想像にかたくないのであります。

自來、昭和二十九年五月の教育政治活
動禁止と、教育中立維持の二法、三十
一年六月、五百名の警官の圧力下に
おゆるる任命制の教育委員法の制定、
三十三年十月勸評実施の文部大臣表
明、本年七月いゆる校長管理職手当
法の強行成立、さらに十月八日、警察
官職務執行法の改訂案を突如国会に提
出して世論の圧倒的反響を受けたこと
は、なまなましい先日の事実でありま
す。かく歴史を振り返ると、池田・ロ
バートソン会談に引き続いて、日本の
新しい文教政策の事は任命教育委員制
と勤務評定制の二つの輪によってすべ
り出そうとしておりますし、さらに日
米安保条約改定は警職法改正を前提と
して行われんとしたのであります。九
月二十六日、藤山外相がアメリカから
帰つたときと、十一月二十七日、池田
無任所大臣がアメリカから帰つたとき
とは、アメリカの外交軍事政策に対
する日本の判断は急旋回せざるを得な
かつたのであります。アメリカの中間
選挙でのダレスの敗北は、同時に岸内
閣の敗退を意味し、その屋台骨をゆす
ぶっていることは、現実の通りでござ
います。時代は、緩慢ではあるけれど
も、少しずつ新しく動きつつあり、安
保条約改定強行にブレーキをかけた国
際事情の変化は警職法廃案を決定的に
いたしました。われわれの希望してお
りますことは、さらに勸評強制実施を
停止することにあります。

そこで、最後にお伺いしたいこと
は、文部省のない、いわば地方自治の
自主性の強いアメリカ国内でも、勸評
実施は日ましに減少しております。さ
らにその内容は、評価について申しま
すと、教師と評価者とは討議をする。
また、異議の申し立てをする権利が留
保されている。かつ、勸評実施は地方
教育委員会の自主性にまかされてお
つて、日本の文部省のように、全国一
的、統一的にやる、こういうのとは非
常に違ふといふことでもあります。岸
理大臣も、警職法改正を断念したと同
じ勇気を持ちまして、勤務評定を断念
されてはいかががでございませうか。ま
た、少くともアメリカ並みに、都道府
県教育委員会の自主性にまかせて、神
奈川県教育委員会に対するような不当
な干渉をやめて、事態を緊急に収拾し
てはいかがであるか。岸総理の所信を
承わりたい。

また、池田國務大臣は、せつかく十
一月七日羽田を立つて、二十七日帰朝
されたまでの間に、アメリカの新しい
政治情勢を研究され、十七日と十九日
にはロバートソン氏にも会つておられ
るのであつて、昭和二十八年の会議の
ときと、いかに違つたお話しがなされ
たか。特に日本の教育問題の運命につ
いて重大なかぎを握つておられるあなた
の御意見を、国民にかわつて緊急に承
わりたいのであります。

以上をもちまして私の質問を終りま
す。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○國務大臣(岸信介君) お答えをいた
します。

高知県の森小学校の事件は、まこと
に私は遺憾とするところでありますし
て、いかなる動機、いかなる理由を問
わず、暴力、特に集団的暴力でもつ
て、その主張や、あるいは意見を通そ
うとすることは、民主主義の敵であ
り、民主国家を完成していく上におき
まして、そういうことを絶滅すること
を私は願つてゐるのであります。しか
るに、こゝろいふ事態が起りましたこと
は、さきにも申しましたように、はなはだ
遺憾でありまして、これに對しまして
は厳正公正にその事情を調べ、これに
對処するよう、警察当局に私はさつ
そく命じております。従つて、今お話
がございましたように、警察権の執行に
ついて何か公正中正を欠くような御懸
念があるようでありますが、私は全然
そんな考えは持つておりません。あく
までもこゝろいふ違法に對しては厳正な
立場で措置するつもりであります。

さらに、勸評問題をめぐつていろい
ろの事態が起つておりますことは、特
に高知県や群馬県等において遺憾の点
がたくさんございませう。あるは父兄
が実力をもつて教員の登校を妨げる
といふような事態も、私はまことに遺
憾であります。しかしながら、そゝい
ふ事態が起るに至つた原因につきまし
ても十分に考えなければいけません。
(拍手)勸評問題につきましては、幸い
に漸次理解を受けた府県におきまして
は、これが円満な施行を見つづありま
すけれども、まだ十分にその趣旨の理
解を得ないところにおきましては、勸
評反対の闘争がいろいろ過激に行われ
てゐるというところも反省をして、十
分に一つ組合側においても反省をして
もらひたいと思つております。なお、
勤務評定問題につきましては、私は、
今申し上げましたように、やはりこの問
題に對して十分な理解を持ち、またこ
れに對して了解を進めていくといふこ
とが必要であり、現にそゝいふ理解が
進み、了解のできてゐるところの県に

おきましては、円満にこれが実行を見
つづあるのであります。従ひまして、
今後におきまして、そゝいふ点にお
いてはさらに努力をするつもりであり
ますが、根本の方針において勤務評定
をやめたらどうだといふ御意見であり
ますが、私は従來の方針を変える意思
は全然持つておりません。

それから、何か自由文化人協会とい
ふよりなものにおいて、自民党がこれ
らを使って教育の中立性に干渉してい
るといふお話であります。そゝいふ
事実は全然ございませぬ。(拍手)

〔國務大臣青木正君登壇、拍手〕
○國務大臣(青木正君) 高知県にお
ける今回の事件につきましては、私ども
まことに遺憾に存する次第でありま
す。御承知のように、仁淀村におき
まして前々から紛争がございましたの
で、先月の二十四日ごろまでは、警備
本部を置きまして、相当の警官を出し
ておつたのであります。二十四日ごろ
から大體平穩に復しましたので、警備
部隊を撤退いたしましたのであります。
で、当日は、小林委員長が見えるとい
ふことが、そのときまでわかつており
ませんので、従つて、それに対する特
別の措置といふことはいたしていな
かつたのであります。また、事件の起
りましたその当時は、たまたま座談会
に出席しておりました組合側の父兄の
方々が、森村へ帰るといふことで、そ
の帰るのを護衛してくれといふよう
な申し出がありました。たまたまお
りました警官は、その御婦人の護衛のため
に森村に行つておつたこと、こゝろい
ふやうなことで、事件が起つた当時不在
であつたといふことは、まことに私ども

残念に思つております。さらに、連
絡いたしましたのであります。御承知の
ように本署からだいたい離れてお
るので、時間的に間に合はなかつたとい
うことも御了承をいただきたいと思
つてございませぬ。

それから、現在の捜査状況でありま
すが、事件の起りました直後の十六日
の午前四時から駐在所に捜査本部を設
置いたしました。刑事部長をその本部
長とし、警察官五十一名を配属いたし
まして、捜査を開始いたしましたので
あります。現在まだ捜査中でありま
すが、捜査線上に大體三十数名の犯人が浮
んでおる。しかし申し上げるまでもな
く、犯人の特定には慎重を期さなけれ
ばなりませんので、慎重に捜査をいた
してまいります。できるだけすみやか
に捜査の上、判明次第検挙する、かよ
うな方針をとつておる次第でありま
す。

それから県教組の逮捕の問題とこの
問題との関連であります。これは御
承知のように全然別個の問題であり
まして、御承知の通り十一月二十九日
から三十日にわたつて行われました教育
長に對する問題、この問題に關連して
その当時から捜査をいたしてあり、そ
うして、たまたまその検挙は十六日に
行われたといふだけのことでありまし
て、全然別個の問題であります。

なお、警職法改正案が審議未了に
なつたので、その影響があるのではな
いかといふやうなお話であります。私
どもは、警察官職務執行法の改正案
が審議未了になつたからといって、こ
のことが、警察官の職務執行上、何ら
かの意味におきましても影響のあるこ
とは、これは避けなければならぬこと

残念に思つております。さらに、連
絡いたしましたのであります。御承知の
ように本署からだいたい離れてお
るので、時間的に間に合はなかつたとい
うことも御了承をいただきたいと思
つてございませぬ。

それから、現在の捜査状況でありま
すが、事件の起りました直後の十六日
の午前四時から駐在所に捜査本部を設
置いたしました。刑事部長をその本部
長とし、警察官五十一名を配属いたし
まして、捜査を開始いたしましたので
あります。現在まだ捜査中でありま
すが、捜査線上に大體三十数名の犯人が浮
んでおる。しかし申し上げるまでもな
く、犯人の特定には慎重を期さなけれ
ばなりませんので、慎重に捜査をいた
してまいります。できるだけすみやか
に捜査の上、判明次第検挙する、かよ
うな方針をとつておる次第でありま
す。

それから県教組の逮捕の問題とこの
問題との関連であります。これは御
承知のように全然別個の問題であり
まして、御承知の通り十一月二十九日
から三十日にわたつて行われました教育
長に對する問題、この問題に關連して
その当時から捜査をいたしてあり、そ
うして、たまたまその検挙は十六日に
行われたといふだけのことでありまし
て、全然別個の問題であります。

なお、警職法改正案が審議未了に
なつたので、その影響があるのではな
いかといふやうなお話であります。私
どもは、警察官職務執行法の改正案
が審議未了になつたからといって、こ
のことが、警察官の職務執行上、何ら
かの意味におきましても影響のあるこ
とは、これは避けなければならぬこと

残念に思つております。さらに、連
絡いたしましたのであります。御承知の
ように本署からだいたい離れてお
るので、時間的に間に合はなかつたとい
うことも御了承をいただきたいと思
つてございませぬ。

それから、現在の捜査状況でありま
すが、事件の起りました直後の十六日
の午前四時から駐在所に捜査本部を設
置いたしました。刑事部長をその本部
長とし、警察官五十一名を配属いたし
まして、捜査を開始いたしましたので
あります。現在まだ捜査中でありま
すが、捜査線上に大體三十数名の犯人が浮
んでおる。しかし申し上げるまでもな
く、犯人の特定には慎重を期さなけれ
ばなりませんので、慎重に捜査をいた
してまいります。できるだけすみやか
に捜査の上、判明次第検挙する、かよ
うな方針をとつておる次第でありま
す。

それから県教組の逮捕の問題とこの
問題との関連であります。これは御
承知のように全然別個の問題であり
まして、御承知の通り十一月二十九日
から三十日にわたつて行われました教育
長に對する問題、この問題に關連して
その当時から捜査をいたしてあり、そ
うして、たまたまその検挙は十六日に
行われたといふだけのことでありまし
て、全然別個の問題であります。

なお、警職法改正案が審議未了に
なつたので、その影響があるのではな
いかといふやうなお話であります。私
どもは、警察官職務執行法の改正案
が審議未了になつたからといって、こ
のことが、警察官の職務執行上、何ら
かの意味におきましても影響のあるこ
とは、これは避けなければならぬこと

は言うまでもないことでありまして、現在鋭意調査中でございます。(拍手)

人権侵犯の疑いあるものとして、現在鋭意調査中でございます。(拍手)

○國務大臣(愛知揆一君) 人権擁護につきましましてお答えいたしたいと思ひますが、御承知のように人権擁護につきましまして、戦後新しい制度のもとに機構その他を整備して参つたわけでござい

○國務大臣(尾形弘吉君) お答え申し上げます。従来同様に努力を続けて参るつもりであります。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。昭和二十八年十月の私とロバートソンの会議内容につきましては、当時共同声明を出したのが全部でございます。従いまして、主として日本の防衛問題並びに日米間の経済問題について話をしたのであります。教育の根本問題につきましては触れておりません。

第五條第一項中「第六條に定める科目について筆記及び」を「次條に定めるところによつて、短答式及び論文式による筆記並びに」に改める。

第六條を次のように改める。

(第二次試験の試験科目等)

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法
- 2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次の七科目について行ふ。
- 一 憲法
- 二 民法
- 三 商法
- 四 刑法
- 五 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
- 六 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目。ただし、民事訴訟法及び刑事訴訟法は、前号において選択しなかつた場合に限り、選択することができる。
- 七 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

経済原論
財政学
会計学
心理学
経済政策
社会政策

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、その者が論文式による試験において受験した七科目について行ふ。

4 司法試験管理委員会は、試験科目中相当と認めるものについて、司法試験管理委員会規則で、その範囲を定めることができる。

5 第二次試験においても、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、理解力、推理力、判断力等の判定に意を用いなければならぬ。

6 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。

附則
この法律は、昭和三十六年一月一日から施行する。

2 この法律の施行の前最後に行われた第二次試験の筆記試験に合格した者で、改正後の第六條第六項の規定により、この法律の施行の後最初に行われる第二次試験の筆記試験を免除されたものについては、口述試験の科目は、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の六科目とする。

〔大川光三君登壇、拍手〕

○大川光三君 たいいま議題となりました司法試験法の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本改正案の趣旨は、新制大学発足以来、司法試験に合格する大学在學生の逐年減少傾向並びに社会生活の複雑化に伴い、大学の優秀な新卒生から多数の人材を司法の分野に確保しようとしたこととあります。

すなわち、改正点の第一は、第二次試験でまず短答式試験を行い、その合格者に限り論文式試験の受験資格を認めることにより、増加を見込まれる受験者の第一段階のふい分けに便法を講じたこと。第二は、論文式試験を、必須科目五科目、選択科目二科目とし、その選択科目を、法律科目と教養科目の二部類に分ち、各部類から一つずつ選択させることにより受験者の便をはかるとともに、受験した科目全部について口述試験を行い、能力判定に万全を期したこと。第三は、司法試験管理委員会規則をもつて試験科目の出題範囲を限定できるようにして、受験者の負担軽減をはかったこと。第四は、司法試験審査委員の数の制限を撤廃

して、おもに短答式試験の答案採点について慎重を期したこと。第五は、改正案の施行期日を昭和三十六年一月一日とし、受験者に十分な準備期間を与えたこと等でありました。

さて、委員会の審議に当りましては、十二月十六日、政府当局より提案理由説明を聴取した後、高田、北村、その他の委員から熱心なる質疑が行われましたが、これが詳細は會議録に載ることにはいたしません。

かくして討論に入り、自由民主党を代表して不肖大川より、政府案に賛意を表するとともに、「司法試験制度の重要性にかんがみ、政府並びに最高裁判所は、本改正案の運用について特に次の諸点に留意し、優秀な法曹の養成に遺憾なきを期せられたい」旨の附帯決議をなすことの動議を提出いたしました。すなわち、

- 一、第二次試験の科目については、今後、大学の学制改革に対応して検討すべきこと。
- 二、司法試験管理委員会委員は、將來その適正な員数を増員するとともに、同委員並びに司法試験審査委員の選任に十分公正を期すること。
- 三、短答式試験においては、なるべく多数を合格させるよう考慮すること。
- 四、司法研修所の機構を拡充強化すること。

次いで、日本社会党を代表して高田委員から、政府原案に賛意を表し、かつ、司法試験制度の運用については、当委員会の右決議案等の内容について政府の慎重なる配慮を望む旨の賛成の討論が述べられました。

かくて討論を打ち切り、本法律案及び附帯決議につき採決いたしましたところ、それぞれ全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もありません。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の充渡の特例に関する法律案、
日程第三、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事堀本宜實君。

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕
昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の充渡の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月十八日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨により政令で定める地域内において生じた災害(以下「災害」という。)に係る被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農家」とは、米穀を生産する農家であつて、災害による著しい減収のため、その生産に係る米穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいふ。

(米穀の売渡)

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準とし災害による減収の程度を参酌して農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すのに必要な数量の米穀を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対しこれに必要な数量の米穀を農林省令で

定める手続に従い売り渡すものとする。

(売渡の価格)

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米穀を売り渡す場合の価格は、被害農家が市町村から買い受ける場合の当該米穀の購入価格がおおむね次の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

- 一 国内産米穀については、玄米(三等)六十キログラムにつき、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内において生産されたものにあつては三千八百八十円、その他の都府県の区域内において生産されたものにあつては三千九百円
- 二 輸入米穀については、前号の額を基準として農林大臣が定める額

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十三年十二月十八日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第三項第一号中「当該部分の十分の八」の下に「当該部分のうち政令で定める額に相当する部分の十分の七・五」の下に「当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の八・五」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

〔堀本宜實君登壇、拍手〕

○堀本宜實君 たいだいま議題となりました農林関係の二つの法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案について申し上げます。

この法律は、本年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨の被害を受けた米作農家に対し、飯用の米を特別の価格で売り渡す道を開くため提出されたものでありまして、この法律の対象となる災害は、本年七月、八月及び九月の

豪雨及び暴風雨により政令で定める地域内において生じたもので、米の売り渡しを受けられる農家は、米作農家であつて、災害によって非常な減収を来し、その生産する米が飯用に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとし、米の売り渡しは、政府から都道府県及び市町村を通じて行われ、これが売り渡し価格は、内地米はおおむね生産者価格をもつて、また、輸入米は内地米の値引き率に見合つて値引きした価格をもつて購入できるように定められることになっております。

委員会におきましては、まず、政府当局から提案の理由その他について説明を聞き、質疑、討論とも別に発言もなく、統一して採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、災害による被害の激甚な地域における農地及び林道の災害復旧事業費の負担の現状にかんがみ、これら災害復旧事業について国が行う補助の率を引き上げるため提出されたものでありまして、従来、農林水産業施設の災害復旧事業に対する国の補助につきましましては、高率補助の道を開き、毎年一月一日から十二月三十一日まで発生した災害によつてはなほだしい被害をこうむつた地域に限り、災害復旧事業費のうち、政令で定める一定額以上の部分に対する国の補助率は、一般の地域に比べ高率となつておりますが、農地及び一般林道については被害が特に激甚な場合においては、右

の高率補助適用部分のうち、さらに政令で定める額に相当する部分に対する補助率を一そう引き上げることとし、なお、この措置は本年一月一日以後発生したのから適用することになっております。

委員会におきましては、まず、政府当局から提案の理由その他について説明を聞き、連続または連年災害を受けた場合の措置、林道に対する高率補助の適用基準等について質疑が行われ、統一して討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたしました。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもって可決せられました。

〔参事朗読〕
本日委員長から左の報告書を提出した。住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案可決報告書
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書
産業投資特別会計の貸付の財源に充

てゐるための外貨債の発行に關する法律案可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長早川慎一君。

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月十八日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平君

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

(住宅金融公庫法の一部改正)
第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「補修し、又は」の下に「当該災害復興住宅の補

修に附随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に附随してたい積土砂の排除その他の宅地の整備(以下「整地」という。)をし、若しくは「補修又は」の下に「当該災害復興住宅の補修に附随する当該災害復興住宅の移転、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に附随する整地若しくは」を加え、同条第九項第一号中「土地の造成」の下に「及び災害復興住宅の建設又は補修に附随する整地」を加える。

第二十一条第三項中「建設に附随する」の下に「整地若しくは」を加え、「十五年」を「十八年」に改め、「補修」の下に「又は当該補修に附随する移転若しくは整地」を加え、「八年」を「十年」に改める。

第二十三条第一項中「建設工事の審査」を「工事の審査」に改め、「土地の造成工事の審査」の下に「災害復興住宅の建設又は補修に附随する整地工事の審査」を加える。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)
第二条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「取得しよ」とするを「取得し、若しくは当該災害復興住宅の建設に附随してたい積土砂の排除その他の宅地の整備をしよ」とするを「改め、災害復興住宅に係るものについては二十五年(すえおき期間を含む。)以内、地すべり関連住宅に係るものについては」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日以降に発生した災害から適用する。

〔早川慎一君登壇、拍手〕
○早川慎一君 たいだいま議題になりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず法案の要旨について申し上げます。住宅金融公庫は、昭和三十三年四月、法律第四十九号の改正によりまして、災害により滅失または損傷した住宅の復興をはかるため、災害復興住宅について資金の融通を行うことになり、以来一年有余に約三千四百戸分を融資して参つたのであります。その実施の状況並びに本年の台風第二十二号等による被害の状況にかんがみ、この制度をさらに実情に即応させるため、災害復興住宅についての移転及び整地資金の貸付、貸付金の償還期限等について、所要の改正を行うようにしたものであります。

まず第一点は、災害住宅の補修のために行う当該住宅の移転または災害復興住宅の建設もしくは補修に付随して、堆積土砂の排除その他の宅地の整備等を行う場合、これに必要な資金を融通することとし、その貸付金の限度は政令で定めることにしております。

第二点は、災害復興住宅の建設及び補修についての貸付金の限度を、政令の改正によつて若干引き上げることとし、なお、貸付金の償還期限についても、建設資金については、内地十五年

を十八年以内に、北海道二十五年を三十年以内に、補修資金については、八年を十年以内に、それぞれ延長することにしたことであります。

次に、委員会における質疑のおもなる点は、本法案による堆積土砂の排除の融資と公共事業費をもつて行われる排土事業との関連、排土及び整地に対する融資の方法と融資額の限度等についてでありました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、田中委員から、日本社会党を代表して、「本改正案は、災害に対する融資ワクの拡大及び償還期限の延長をはかるものであつて、賛成であるが、その運用に當つて万全を期せられたい、なお、大火等の場合にも同様の措置を講ずることを希望する。また、大災害に起因する堆積土砂の排土については、国が全面的にこれを施行することが正しいと考える」との発言がありました。

かくて討論を終了、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。議院運営委員長安井謙君。

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十三年十二月十八日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平君

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定する者が受けるべき給料月額に一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年十二月十五日から適用する。

2 国会議員の秘書が改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年十二月十五日から適用する。

2 国会議員の秘書が改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年十二月十五日から適用する。

2 国会議員の秘書が改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年十二月十五日から適用する。

2 国会議員の秘書が改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年十二月十五日から適用する。

2 国会議員の秘書が改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律

第三条の規定に基き昭和三十三年十二月十五日に支給を受けた期末手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律(以下「改正後の法」といふ)第三条の規定による期末手当の内払とみなす。この場合において、改正後の法第三条の規定による期末手当の額とすでに支給を受けた期末手当の額との差額は、この法律の施行の日から五日以内に支給する。

本案施行に要する経費は、約百六十七万千円であつて、昭和三十三年度においては、既定予算の節約により実行するものとする。

〔安井謙君登壇、拍手〕

○安井謙君 たいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、今回、国家公務員の期末手当が増額されましたので、この関連において、国会議員の秘書の期末手当に関する規定を改正しようとするものであります。すなわち、秘書の期末手当は、一般職の職員を受ける期末手当と同率の額を支給するように改正するとともに、十二月十五日に支給を受けた期末手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第三条の規定による期末手当の内払とみなし、なお、改正に伴う差額は、この法律施行の日から五日以内に支給することができるとすることとするものであります。

議院運営委員会におきましては、審議の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長前田久吉君。

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年十二月十八日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律

賠償等特殊債務処理特別会計法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平和の回復に伴いその支払を要するもの」の下に「(ラオスが本邦に対して有する賠償請求権を放棄したことを考慮して本邦が同国との間に締結する協定に基いて供与する無償の経済及び技術援助のための債務を含む)」を加える。

附則 この法律は、日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の効力発生の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第七号末尾に掲載〕

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年十二月十八日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律

(外貨債の発行)

第一条 政府は、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、昭和三十三年度において、同会計の負担において、アメリカ合衆国通貨をもつて表示する公債を発行することができる。

2 前項の規定により公債を発行することができる金額の限度は、百八億円をその発行の時に於ける基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項の基準外国為替相場をいう)で換算したアメリカ合衆国通貨の金額(その発行につき発行価格差減額があるときは、これをりめるため必要な金額を加算した金額)とする。

(発行限度の繰越)

第二条 政府は、前条の規定により公債を発行することができる金額のうち、昭和三十三年度においてその発行(次条の規定によりこれに代えてする借入金を含む)をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、昭和三十四年度において、同条第一項の公債を発行することができる。

(外貨借入金)

第三条 政府は、前二条の規定により公債を発行することができる場合には、その発行に代えて、アメリカ合衆国通貨をもつて表示する借入金をすることができ、(利子等の非課税)

第四条 第一条第一項の公債の利子及びその償還により受けるべき差益(以下この項において「利子等」といふ)については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する公債の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

(省令への委任)

第五条 前四条に定めるもののほか、第一条又は第二条の規定により発行する公債及び第三条の規定による借入金に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特別減税国債の発行に因る収入金」の下に、「産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第一条第一項の公債(以下「外貨債」といふ)の発行又は同法第三条の借入金(以下「外貨借入金」といふ)に因る収入金」を加える。

第四条中「特別減税国債の発行に因る収入金」の下に、「外貨債の発行又は外貨借入金に因る収入

益(以下この項において「利子等」といふ)に因る収入金」を加える。

参議院議長 松野鶴平殿

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

金と、「特別減税国債の償還金及び利子」の下に、「外貨債又は外貨借入金」の償還金及び利子とを、「特別減税国債の発行及び償還に関する諸費」の下に、「外貨債又は外貨借入金」の発行又は借入及び償還に関する諸費を加える。

第七條第二項第四号中「計画表」の下に「並びに外貨債の発行又は外貨借入金」の借入を予定する年度にあつては、その発行又は借入及び償還の計画表を加える。

第十四條中「特別減税国債の償還金及び利子」の下に、「外貨債又は外貨借入金」の償還金及び利子を加え、「並びに特別減税国債の発行及び償還に関する諸費」を加へ、「特別減税国債の発行及び償還に関する諸費並びに外貨債又は外貨借入金」の発行又は借入及び償還に関する諸費に改める。

〔前田久吉君登壇、拍手〕

○前田久吉君 たいだいま議題となりまして二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、前国会において、すでに承認を得ました日本国とラオスの間の経済及び技術協力協定に基いて、わが国がラオスに対して供与する無償の経済及び技術援助のための債務処理の経理を、この特別会計で行うことができるとするために、この特別会計法の第一條に所要の改正を加えようとするものであります。本案につきまして

は、格別の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案について申し上げます。

本案は、電源開発事業等の推進をはかる目的をもつて、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、外貨債を発行し、またはこれにかえて外貨借入金をすることができるとしようとするものであります。

その内容を申し上げますと、第一に、政府は、昭和三十三年度において百八億円相当額の米貨債を発行し、または米貨借入金をすることができるとし、昭和三十三年度において、百八億円全額の米貨債発行または借入金をすることをできなかつたときは、その残額を限り、昭和三十四年度において、米貨債発行または借入金をすることができるとしようとするものであります。

第二に、非居住者または日本に恒久的施設を持っていない法人が買入れた外債の利子収入等に対しては、租税その他の公課を課さないこととし、その他の公課を課さないこととし、外債の発行条件、借入金に関する必要な事項は、大蔵省令で定めることとし、よつて、米貨債発行または借入金をするに要するものとして、その他、外債発行による取入金を産業投資特別会計の歳入に受け入れる等、同会計に所要の改正をしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、世界銀行借款との関係、外貨債募集に至るまでの経緯、国内金融に及ぼす影響等について慎重審議いたしました。その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、平林委員より、「最近の経済情勢のもとで外貨債を発行しなければならぬ理由が明確でないこと。将来、外貨債の発行が雪だるま的に増大する傾向があること。さらにアメリカ経済への依存度を高めることとなる。及びアメリカの金融市場の逼迫の傾向にあるとき、不利な条件で外貨債を発行するより、この際、財政投融資を活用すべきである」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

まず、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 議員起立と認めます。よつて本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後一時一分散会

○本日の會議に付した案件

- 一、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名
- 一、日本銀行政策委員会委員の任命に関する件
- 一、文化財保護委員会委員の任命に関する件
- 一、政府の文教政策に伴う最近の混乱に関する緊急質問
- 一、日程第一 司法試験法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の充渡の特例に関する法律
- 一、日程第三 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

- 一、住宅金融公庫法及び北海道防蹠住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
- 一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員
松野 孝一君 佐藤 尚武君
北勝 太郎君 山本 利寿君
手島 栄君 中野 文門君
加藤 正人君 加賀山之雄君
松平 勇雄君 武藤 常介君

森 八三三君 前田 久吉君
奥 むめお君 最上 英子君
迫水 久常君 松岡 平市君
早川 慎一君 西川 甚五郎君
堀 末治君 中山 福藏君
谷口 弥三郎君 新谷 寅三郎君
木内 四郎君 紅露 みつ君
田村 文吉君 村上 義一君
左藤 義詮君 本多 市郎君
笹森 順造君 仲原 善一君
成田 一郎君 西田 信一君
堀本 宜實君 鈴木 万平君
稲浦 鹿藏君 吉江 勝保君
前田 佳都男君 酒井 利雄君
三木 與吉郎君 雨森 常夫君
小西 英雄君 館 哲二君
山本 米治君 劍木 亨弘君
大谷 賢雄君 田中 茂穂君
有馬 英二君 大谷 笠潤君
苦米地 英俊君 近藤 鶴代君
小柳 牧衛君 井上 清一君
斎藤 昇君 木暮 武太夫君
廣瀬 久忠君 植竹 春彦君
安井 謙君 大野 木秀次郎君
川村 松助君 黒川 武雄君
小林 英三君 野村 吉三郎君
増原 恵吉君 松村 秀逸君
石井 桂君 木島 虎藏君
佐藤 清一郎君 柴田 栄君
大沢 雄一君 平島 敏夫君
後藤 義隆君 重政 庸徳君
西岡 八郎君 土田 国太郎君
伊能 芳雄君 三浦 義男君
高野 一夫君 古池 信三君
岡崎 眞一君 小澤 久太郎君
寺本 廣作君 小幡 治和君
秋山 俊一郎君 上原 正吉君
伊能 繁次郎君 石原 幹市郎君
高橋 進太郎君 鹿島 守之助君

昭和三十三年十二月十九日 参議院會議録第四号

岩沢 忠恭君	井野 碩哉君
杉原 荒太君	吉野 信次君
那 祐一君	大村篤太郎君
泉山 三六君	佐野 廣君
高橋 衛君	勝俣 稔君
大川 光三君	小柳 勇君
坂本 昭君	相澤 重明君
松永 忠二君	鈴木 壽君
大河原 一夫君	松澤 靖介君
久保 等君	平林 剛君
横川 正市君	加瀬 完君
伊藤 顕道君	矢嶋 三義君
小笠原 三三男君	江田 三郎君
天田 勝正君	小林 孝平君
加藤 シヅユ君	棚橋 小虎君
栗山 良夫君	羽生 三七君
藤田 藤太郎君	市川 房枝君
八木 幸吉君	野坂 参三君
長谷部 ひろ君	辻 武壽君
竹中 恒夫君	大竹平八郎君
安部 清美君	占部 秀男君
北村 暢君	北條 雋八君
千田 正君	光村 基助君
田畑 金光君	永岡 光治君
亀田 得治君	小酒井 義男君
松澤 兼人君	竹中 勝男君
片岡 文重君	阿部 竹松君
島 清君	高田なほ子君
東 隆君	重盛 壽治君
田中 一君	佐多 忠隆君
椿 繁夫君	千葉 信君
内村 清次君	山田 節男君
山下 義信君	三木 治朗君
内閣総理大臣	岸 信介君
法務大臣	愛知 揆一君
大蔵大臣	佐藤 榮作君
文部大臣	灘尾 弘吉君
建設大臣	遠藤 三郎君

〔参照〕
十二月十七日議長において、左の通り議席を變更した。

国務大臣	青木 正君
国務大臣	池田 勇人君
国務大臣	左藤 義詮君
政府委員	
法制局長官	林 修三君
総理府総務長官	松野 頼三君
警察庁警備局長	江口 俊男君
法務省人権擁護局長	鈴木 才藏君
大蔵政務次官	佐野 廣君
文部省初等中等教育局長	内藤馨三郎君
七〇	河野 謙三君
二六	
七	
一一八	森田 義衛君

昭和三十三年十二月十九日 参議院會議録第四号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料別)

発行所
 東京都新宿区市谷本村町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段(四三)一五三三